

2020 年 4 月 2 日

各都道府県ビルメンテナンス協会

会 長 様

事務局長 様

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

## 新型コロナウイルス感染症に関する業界要望進捗について

(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.17)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、先にお知らせしましたとおり、厚生労働大臣宛に新型コロナウイルス感染症対策に関する要望を提出しております。(全協文書第 C19-0574 号 2020 年 3 月 5 日付)

今般、現在の会員の状況や課題を含め各都道府県協会に寄せられている情報や活動をヒアリングさせて頂き、別紙のとおりまとめましたので報告申し上げます。

今回のヒアリング情報をもとに、全力で全国ビルメンテナンス政治連盟とともに業界の逼迫した状況を強力に政府へ訴え会員企業の経営の一助になるよう努めていきます。

また、各都道府県協会にお聞きした結果は添付資料のとおりですが、他にも要望すべき事項があれば、改めてお知らせいただきたく存じます。

以上、お忙しい中ご協力頂いたお礼を申し上げますとともに随時状況はお知らせいたします。

敬具

記

### 【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各地区協会ヒアリングまとめ資料
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望 (厚生労働大臣宛)

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

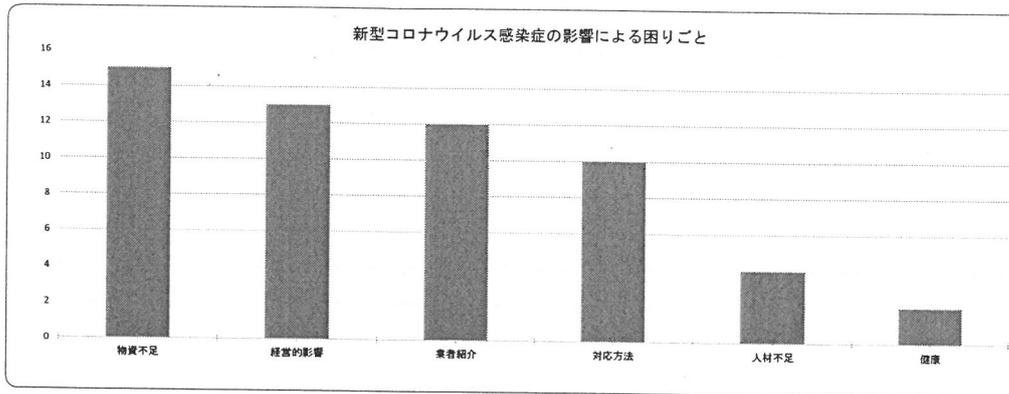
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部 総務課 関内

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

新型コロナウイルス感染症に関する各地区協会へのヒアリング結果について

2020年4月3日現在



物資不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク足りないので県協会から支給してほしい。(複数の協会より同様の意見アリ)</li> <li>・マスクが足りない会社が県内に多数ある。(複数の協会より同様の意見アリ)</li> <li>・手袋が足りない会社が県内に多数ある。(複数の協会より同様の意見アリ)</li> <li>・防護服の備蓄がない。特に消毒依頼があった場合に対応できない。(岩手)</li> <li>・消毒液が足りない会社が県内に多数ある。(複数の協会より同様の意見多アリ)</li> <li>・施設の消毒作業の依頼があったが、消毒剤不足のため次亜塩素酸ナトリウムを希釈して作業をしているが正しい方法なのか分からない。(熊本)</li> </ul>
経営的影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院に代表される医療施設において、日常清掃・消毒業務についてはこれまでと同じように指示されているが、医師・看護師以外の立ち入りが禁止されたため業務が行えず対応に苦慮している。(群馬)</li> <li>・取引先が倒産するかもしれない、今後の経営環境に不安がある。(新潟)</li> <li>・イベントの自粛に伴い、業務の減少が顕著になっている。(複数の協会より同様の意見アリ)</li> <li>・ビルの稼働率が悪化したことにより、発注者より減額要請を受けた。(石川)</li> <li>・助成金に関する問い合わせがあり、全国協会のホームページを案内している。(大阪)</li> <li>・自宅待機、業務は中止だが人は配置など助成金の対象にならないケースが多く、人件費の負担が多い。(香川)</li> <li>・ホテルなど宿泊施設の稼働率が悪くなったことによって、下記影響が出ている。(複数の協会より同様の意見多数) <ul style="list-style-type: none"> <li>①業務減少に伴う売り上げの減少</li> <li>②余剰人員の調整</li> </ul> </li> <li>・ビルメン事業全体で業務が縮小傾向があり、有給休暇がある者については有給休暇を取得してもらっている。(宮崎)</li> </ul>
業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃・消毒業務を実施可能な企業を紹介してほしい、また、消毒業者はすぐ来てくれるのかという問い合わせが複数ある。(複数の協会より同様の意見アリ)</li> <li>・協同組合で消毒を引き受ける。(山形)</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に関するガイドライン(作業手順、作業に携わった人への対処)、発生したビルの消毒・施工範囲、費用を教えて欲しい。(静岡)</li> <li>・駅や高速道路のパーキングのトイレ掃除について対応をどうしたらいいかの問合せ。(北海道)</li> <li>・感染者が出た場合はビルメン協会が消毒とかしてくれるのか？(千葉)</li> </ul>
人材不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナが発生した現場対応に追われている(営業時間外に人員を動員して、発生した所の清掃や予防の対応など)。(北海道)</li> <li>・欠員が生じた場合どうしたらいいの。事前に従事者を確保することもできない。(北海道)</li> <li>・その日のうちにすぐに対応を求められるケースがあるが、手配できる人員に限りがある。(岩手)</li> <li>・感染の恐れがあるため、病院を担当しているパートが辞めたいといっている。(群馬)</li> </ul>
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者の体温・健康管理など気を付けている。(北海道)</li> <li>・清掃作業を実施していた現場でコロナ患者が発生したため、従事していた清掃員が濃厚接触した恐れがある。(山梨)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県との災害協定を結んでいるが、今回の件は大規模災害に該当するのかが県に確認中。(山形)</li> <li>・消毒の依頼が来た場合、会員企業としてはどういう対応・消毒をしたら良いか全国ビルメン協会から正式な通知してほしい。(千葉)</li> <li>・感染病室の清掃に入る際の消毒済基準(裏付)がなく困っている。72時間でウイルス死滅の公的機関の裏付けは？など。(福井)</li> <li>・病床が足りなくなれば72時間も感染病室は空けられないだろう。(福井)</li> <li>・待機2週間経過後の現在、さらに長引くことによる営業補償の交渉が問題。(福井)</li> <li>・営業補償の交渉が問題。(福井)</li> <li>・行政から災害時応援協定に基づき、今後蔓延した時に指定避難所等の清掃・消毒業務を実施してくれないかの問い合わせ。(福岡)</li> </ul>
まとめ	<p>新型コロナウイルスは人材、物資、経営を問わずビルメンメンテナンス事業に大きな混乱を生じさせており、その悩みは全国共通であることが判明した。特に多大な影響を受ける施設としては病院や老健施設、ホテル(宿泊施設)があげられ、国からの支援と明確な対応基準を示したガイドラインの発表が急務と思われる。</p> <p>このような状態が長期化すると、企業経営、存続に甚大な影響及びビルメンメンテナンス業界全体を左右する問題に発展していく。</p>

2020 年 3 月 5 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
会 長 一 戸 隆 男

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

日本国内の複数の地域で発生する新型コロナウイルス感染症に対しては、医療機関だけではなく、私どもビルメンテナンス業界も国民の衛生・安全の確保を担うものとして、感染拡大防止に向けた重責を担っていると認識し、業務にあっております。

ビルメンテナンス事業者は、病院等の医療施設はもちろん公共施設や交通機関等、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方が多く利用する施設、不特定多数の方が利用する施設などで高い感染リスクを負いながら、国民の期待に応えられる高いレベルの衛生・安全な環境の確保を、その責として担っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化、経済活動の変化が及ぼす影響が、その責を全うするにあたってのさまざまな課題・問題として浮き彫りになっております。

すべての国民に新型コロナウイルス感染症におびえることのない衛生・安全な環境を提供すべく、業界では最善を尽くして参る所存ですが、その実現にあたっては業界だけでは克服できない課題・問題があることも事実です。

つきましては、ビルメンテナンス業界として下記のとおり要望をさせていただきますので、特段のご配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1. ビルメンテナンス事業者に対する営業補償の実現

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、あらゆる産業で事業活動の縮小、休業等の動きが出ています。また政府基本方針を踏まえた各種イベント等の中止が相次いでいます。これら施設の管理やイベントの準備・設営・運営の多くは、私どもビルメンテナンス事業者が受託し、担っているところです。

各産業の事業活動の縮小・休業、業績悪化、イベント等の中止に伴い、施設の管理や運営の受託者であるビルメンテナンス事業者においても、減額や解約等の影響を受けることは避けられません。しかし施設の管理やイベントの準備等にあたっては、実施を前提に計画的に人材の確保（雇用）や配置を行っており、中止や縮小等を理由に従事者の解雇や待遇の変更はできず、事業者が補償・負担をしなければなりません。

事業者の負担の緩和だけでなく、労働者の雇用を守るためにも、委託元の責に帰する理由によるビルメンテナンス事業者への減額、解約等の不利益が発生した場合は、国による営業補償の実現をお願いします。

## 2. ビルメンテナンス事業者（従事者）の感染リスク低減策の実現

医療施設において、ビルメンテナンス事業者は医師・看護師等と同等の労働環境のもと、医療関連サービスを提供しています。感染の疑いがある方が使用した医療廃棄物についても、院外から排出され産業廃棄物として処理されるまでは、ビルメンテナンス事業者が取り扱っているのが実情です。

そこで、①ビルメンテナンス従事者を媒介とする感染拡大を防ぐこと、②ビルメンテナンス従事者の安全を確保すること、の2つの観点から、ビルメンテナンス事業者に対し、医師・看護師等と同等の衛生用品の優先的な確保（支給）、およびPCR検査の優先的実施をお願いします。

特にビルメンテナンス従事者は60歳以上の高齢者が35.0%（当協会「実態調査」2020年版）を占め、罹患した場合の重症化リスクが高い状況にあります。仮に重症者が発生した場合、労働者からビルメンテナンスの仕事が敬遠され、従事者が激減すれば、労働集約型産業である斯業は存続そのものが危ぶまれる事態となります。国民の衛生・安全の確保ができなくなることも危惧されるため、迅速かつ確実な対応をお願いします。

## 3. 感染リスクが高い施設におけるビルメンテナンス事業者に対する特別補償の実現

新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いのある方が訪れる医療施設等においては、ビルメンテナンス事業者は感染リスクが高い環境に従事者を派遣し、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として、事業を行わなければなりません。PCR検査の実施拡大も予定されているため、その範囲はますます広まるものと想定されます。

しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては他の施設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に鑑みた額になっていません。事業者にとってリスクが高く、今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されるところです。

そこで、感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いします。

以上